

公 告 第 16 号

令和 2 年 8 月 24 日

パルグループ健康保険組合

理事長 井上 隆太



## 組合規約一部変更について

パルグループ健康保険組合の規約の一部変更について、令和 2 年 8 月 5 日付で近畿厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき公告いたします。

## 記

### 変更理由

第 17 条,第 19 条,第 21 条,第 22 条,第 29 条,第 31 条,第 36 条については、厚生労働省保険局保険課より発出された令和 2 年 4 月 6 日付け事務連絡「健康保険組合における事業継続について」を受け、非常時における健康保険組合の体制整備を進めるため別添のとおり変更する。

第 42 条については、パルグループ健康保険組合は特定健康保険組合に該当しないため、健保組合運営の実態に則するよう別添のとおり変更する。

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>(組合会招集の手続)</p> <p>第17条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p> <p><u>3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。</u></p>	<p>(組合会の招集の手続)</p> <p>第17条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p>
<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。</p>	<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。</p>
<p>(組合会の議決事項)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 規約の変更</p> <p>(2) 収入支出予算及び事業計画</p> <p>(3) 収入支出決算及び事業報告</p> <p>(4) 規約及び規程で定める事項</p> <p>(5) その他重要な事項</p> <p><u>2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第18条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ</u></p>	<p>(組合会の議決事項)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 規約の変更</p> <p>(2) 収入支出予算及び事業計画</p> <p>(3) 収入支出決算及び事業報告</p> <p>(4) 規約及び規程で定める事項</p> <p>(5) その他重要な事項</p>

新	旧
<p><u>通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</u></p> <p><u>（１）議員の疾病、負傷</u></p> <p><u>（２）議員に係る災害又は交通途絶</u></p> <p><u>（３）災害等の発生による外出自粛要請</u></p> <p><u>３ 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。</u></p> <p>（会議録の作成）</p> <p>第２２条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>（１）開会の日時及び場所</p> <p>（２）議員の定数</p> <p>（３）出席した互選議員の氏名<u>（数）</u>、選定議員の氏名<u>（数）</u>、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名<u>（数）</u>、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>（４）議事の要領</p> <p>（５）議決した事項及びその賛否の数</p> <p>２ <u>会議システム</u>により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</p> <p>（１）<u>会議システム</u>で組合会を開催した旨</p> <p>（２）<u>会議システム</u>により、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</p> <p>（３）システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨</p> <p>（４）<u>会議システム</u>により参加した組合会議員の氏名及び場所</p> <p><u>３ 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第１項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</u></p> <p><u>４ 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。</u></p> <p><u>ただし、書面による議決をおこなった場合は、事</u></p>	<p>（会議録の作成）</p> <p>第２２条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>（１）開会の日時及び場所</p> <p>（２）議員の定数</p> <p>（３）出席した互選議員の氏名、選定議員の氏名、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>（４）議事の要領</p> <p>（５）議決した事項及びその賛否の数</p> <p>２ テレビ会議により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</p> <p>（１）テレビ会議で組合会を開催した旨</p> <p>（２）テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</p> <p>（３）システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨</p> <p>（４）テレビ会議に参加した組合会議員の氏名及び場所</p> <p>３ 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。</p>

新	旧
<p><u>前に理事長が指名した議員が署名することができる。</u></p> <p>(理事会の招集の手続き)</p> <p>第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規定は、監事について準用する。</p> <p><u>5 理事会は会議システムにより開催することができる。</u></p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第31条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。</p> <p>4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。</p> <p>5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。</p> <p><u>6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出が</u></p>	<p>(理事会の招集)</p> <p>第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の召集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規定は、監事について準用する。</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第31条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。</p> <p>4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。</p> <p>5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。</p>

新	旧
<p><u>ある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</u></p> <p><u>（１）理事の疾病、負傷</u></p> <p><u>（２）理事に係る災害又は交通途絶</u></p> <p><u>（３）災害等の発生による外出自粛要請</u></p> <p><u>7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。</u></p> <p>（理事長の専決）</p> <p>第36条 理事長は、<u>施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</u></p> <p>（組合員の範囲）</p> <p>第42条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項 _____ の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、認可の日から施行する。</p>	<p>（理事長の専決）</p> <p>第36条 理事長は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p> <p>（組合員の範囲）</p> <p>第42条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p>